

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

清らかな水が流れる文化都市「中津市」

2. 地域再生計画の作成主体の名称

中津市

3. 地域再生計画の区域

中津市の全域

4. 地域再生計画の目標

平成17年3月1日に、中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の1市1村3町が市町村合併し、新しい中津市となり、人口86,636人の県北の中核都市が誕生した。新中津市は、商業地域(旧中津市)と農林業振興地域(旧下毛郡)から構成されており、近年は商業地域に人口の一極集中化の傾向が見られ、商業地域の生活排水はかなり汚染されている。市内を流れる山国川、犬丸川、天貝川、舞手川、自見川、蛸瀬川には、かつては多くの魚や蛭が生息していたが、最近ではかなりその数が減少しており、清流とは程遠い状況となっている。又、農林業振興地域は、過疎化が著しく進行し、若者の流失が大きな社会問題となっている。

過疎化の現状を踏まえて、地域経済の活性化と地域の雇用の拡大を図るために、企業誘致を進めてきた。昭和60年にNEC、平成16年にダイハツの誘致に成功した。特に、ダイハツに寄せる期待は大きく、中津市の救世主となることを願っている。現時点では、僅かながら経済効果が見られており、今後、ダイハツ関連企業誘致の施策としては、重要港湾に指定された中津港の全面整備を国に働きかけるとともに、工業用地の確保や道路網の整備に努める。

清らかな水に関し、生活排水処理を推進するために、市の中心部では昭和55年から公共下水道事業を、農村地域では平成5年から農業集落排水事業を、平成7年からは合併浄化槽(個人設置型)事業を実施してきたところである。これらと並行して、平成17年度から市内の大貞公園を対象として、都市公園整備事業により陸上競技場、野球場や芝生広場を建設し、水環境整備事業により公園内のため池整備を行う。農業用水を確保しつつ景観美化を整えるものであり、市民の憩いの場としての機能も期待している。また、平成16年からは、単独事業で山国川景観整備事業を実施し、山国川の豊かな流れと景観を守る取組を進めている。

しかしながら、平成16年3月31日現在で、中津市の生活排水処理率は54%

であり、全国平均の76%を22%も下回っている。下水処理施設の整備が遅れており、市内を流れる河川はかなり汚染されている。

かつての清流を蘇らせるために、本交付金事業で、平成20年度までに生活排水処理率を3%（処理人口2,700人）引き上げることを目標とする。さらには、生活環境を整え若者が定住できる雇用の場を確保することにより、優れた都市景観を有し、人々が集い、豊かに働き、暮らし、憩える文化都市の再生を図る。

（目標1）污水处理施設の整備の促進

（生活排水処理率を54%から57%に向上させる。）

（目標2）雇用人口の拡大を図る

（ダイハツ関連企業の進出により3,000人）

（目標3）公園等の整備

（陸上競技場、野球場、芝生広場）

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

新中津市は、商業地域（旧中津市）と農林業振興地域（旧下毛郡）から構成されており、商業地域にはすでに公共下水道や農業集落排水施設が整備されている。今後、4年間の計画では、農業集落排水処理施設（1箇所、処理人口2,620人）と浄化槽（個人設置型）を928基、整備する計画である。加えて、平成17年からは、都市公園整備事業、水環境整備事業及び山国川景観整備事業を実施し、清らかな水の流れる文化都市「中津市」造りを実現させる。

（5-2）法第4章の特別の措置を適用して行う事業

（1）污水处理施設整備交付金を活用する事業

【事業主体】

中津市

【施設の種類】

農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・農業集落排水施設 三光地区
- ・浄化槽（個人設置型） 中津市全域（下水道区域、農業集落排水施設整備区域を除く）

【事業期間】

- ・農業集落排水施設 平成17年度～20年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～20年度

【整備量】

・農業集落排水施設 150～200 17,540 m
処理場 1ヶ所

・浄化槽（個人設置型） 928基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

農業集落排水施設 三光地区で2,620人

浄化槽 中津市全域（下水道区域、農業集落排水施設整備区域を除く）で3,200人

【事業費】

農業集落排水施設	1,830,044千円
（うち、国費	915,022千円）
浄化槽（個人設置型）	341,385千円
（うち、国費	113,795千円）
計	2,171,429千円
（うち、国費	1,028,817千円）

（5-3）その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、【清らかな水が流れる文化都市「中津市」】を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行う。

国土交通省の都市公園整備事業を活用し、陸上競技場、野球場、芝生広場を整備する。

農林水産省の県営地域用水水環境整備事業を活用し、公園内のため池を整備する。

市単独事業の山国川景観整備事業で、山国川の流れと景観を維持管理する。

6. 計画期間

平成17年度～20年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価を行う。実施中、目標達成が危ぶまれる時は、住民への啓発を行い生活排水処理率向上のための推進を図っていく。農業集落排水事業については、平成19年4月に一部分の供用開始を予定しているが、本格的に本施設に加入するのは事業完了後である。平成22年までに処理人口の70%（1,850人）が加入するように努力する。もし、加入者が著しく少ない場合は、加入推進委員を各地区に設けて事業効果の増大を図る。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

本交付金事業の内、農業集落排水事業に係る処理施設及び管路の工事費は、概算

で予算計上している。従って、事業完了の前年度に総事業費の見直しを行い、地域再生計画（事業費）を変更して円滑な事業の推進に努める。